

新卒採用の皆様へ

【参考資料】

登録済証明書
貼り付け用のりしろ

登録済証明書		
氏 名	三井 花江	
登録番号 第	9999999	号
登録年月日	平成31年3月31日	

上記のとおり 看護師籍 に登録されたことを証明する。

平成31年4月7日

厚生労働省
医政局長



(備 考)

- この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は、証明日から2か月間である。
なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。
- 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ呈示すること。

国家試験合格後、保健所等で免許登録の手続きする際に、免状が届くまでの間の免許証の代替用となる「登録済証明書」を、必ず受け取る申請をしてください。

(※上記のようなはがきです。最短でお手許に届く住所宛にして申請ください)

入職後、原紙は病院で保管いたしますので、お手許に届き次第、就任時オリエンテーションで配布予定の台紙に貼付し、速やかに総務人事課へご提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

※ 登録済証明書は免状が届くまでの代わりになりますので、ご提出の前に、ご自身でも写しを保管するようお願いいたします。

- はがき(原紙)を横にし、太枠内に氏名、登録番号等が判るように貼り付けてください。
- 看護職やコメディカル職で、2種以上を登録した場合も、上下に貼り付けてください。
その際は就任職種が上段にくるよう貼り付けていただきたく、ご協力ください。

氏名:

※以下、入職後記載

(所属部署:

/ 職員番号:

)